

あったか推進のつどい・市民養老金タイムスケジュール

※区長様、連絡員様並びにいきいき委員長様にお願いする事務は、 の部分となります

	あったか推進のつどい対象者数関係	あったか推進のつどい補助金申請・請求・報告関係	市民養老金関係
7月中旬	「対象者人数(7月1日時点)、補助金額」を明記した文書を各町に送付いたします。 ※対象者リストが必要な場合は、7月8日までに申請いただければ7月中旬に送付いたします。(閲覧可) <u>なお、対象者リストを送付した場合、対象者の増減は原則ご連絡不要です。ただし、以下を参照し必要時ご連絡ください。(R7年度までに申告いただいた件に関しては反映させております)</u> <u>ご連絡があれば対応可能な場合</u> ・<u>となりの町とつきあいのある人がいる等</u> <u>ご連絡不要な場合</u> ・<u>施設入所等により住所はあるが、実態がない等</u> ・<u>町とのつきあいがいない人がいる等</u>	「補助金交付申請書」「実施計画状況調兼収支予算書」「請求書」を各町に送付します。 対象者人数で換算するため、補助金額には含まれます。 つどいの対象とされるかは各町での判断でお願いします。	「市民養老金」については、対象者ご本人の口座に振込とさせていただきます。 <u>市民養老金については、区長様等にさせていただく事務作業はありません。</u> ※メッセージの手渡しをご希望の場合に、7月8日までに申請いただければ9月上旬に送付いたします。
8月中旬		「補助金交付申請書」「実施計画状況調兼収支予算書」「請求書」を長寿介護課まで返信ください。 補助金交付申請書の提出がない場合、申請されないものと判断させていただきます。	
9月上旬	「補助金交付決定通知書」を送付します(対象者数、補助金額明記)。	「補助金交付決定通知書」に併せて「事業報告書兼収支決算書」を送付します。	
9月中旬		合計金額を指定の口座に振込みます。 9月中旬頃振込予定	
9月下旬以降随時	※対象者リストを送付した町は、必ず長寿介護課までご返却ください。	「あったか推進のつどい」終了後、事業報告書兼収支決算報告書を長寿介護課までご提出ください。	

★対象者リストを、ご返却いただけない場合は次年度より閲覧のみとさせていただきます。